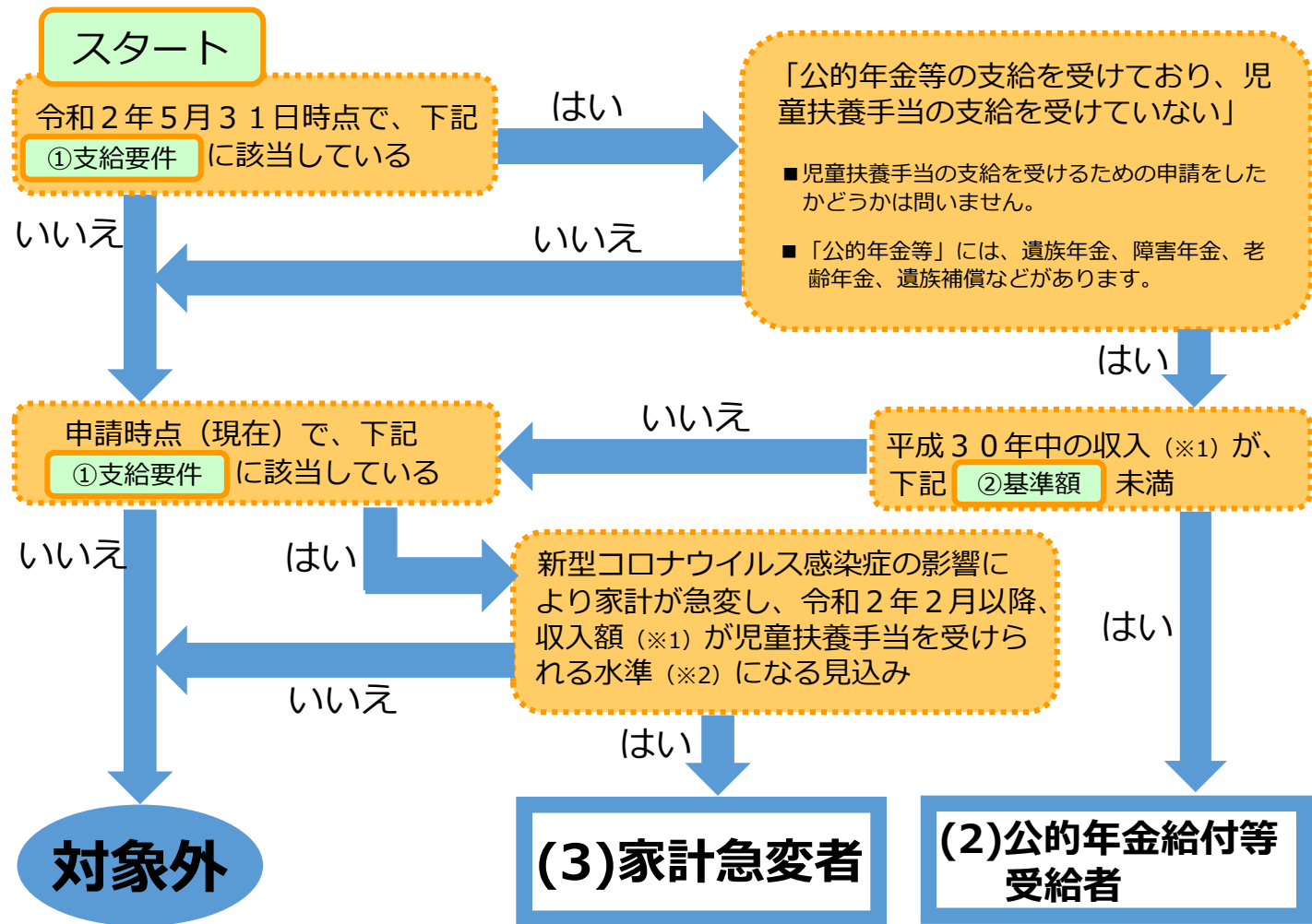


# ひとり親世帯臨時特別給付金 支給要件確認フローチャート

申請の目安として  
ご活用ください



## ①支給要件

### 下記に該当する児童を監護・養育している

- ・父または母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が事実婚を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
- ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

■児童は令和3年3月31日時点で18歳までの方（中度以上の障がいを有する児童は20歳未満）が対象です。

■「監護」とは、児童の衣食住・生活の面倒をみていることをいいます

## ②基準額（※3）

扶養人数	基準額
0人	3,114,000円
1人	3,650,000円
2人	4,125,000円
3人	4,600,000円
4人	5,075,000円
5人	5,550,000円

※1 給与収入・年金収入・事業収入・不動産収入および養育費の合計額

※2 「令和2年2月以降の任意の1か月の収入額（※1）×1.2か月」の金額が ②基準額 未満

※3 養育者(父母以外が児童を監護・養育している方)は、②基準額 が異なる場合がありますので、お問い合わせください。

このフローチャートは、給付金の支給を受けられる可能性を、大まかな流れでまとめたものです。例外もありますので、あくまで申請のための目安としてご活用ください。